

令和8年度 第3回 京都地方最低賃金審議会

令和8年8月20日（木） 午後1時00分～午後1時50分

京都労働局 6階会議室

●労側、■使側、☆公益、○事務局等

（開始）

○小見賃金室長

これから「第3回 京都地方最低賃金審議会」が開催されますが、開催に先立ちましてご連絡します。

会議は公開となっており、本日5名の方が傍聴されております。

また、取材のため報道機関の方がお見えです。撮影については頭撮りと答申手交時のみとさせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

ではここで、報道機関による撮影を行います。

（報道機関による撮影）

○小見賃金室長

只今から、令和8年度第3回京都地方最低賃金審議会を開会します。

本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員 5名、

労働者代表委員 4名、

使用者代表委員 3名、

総数12名の委員の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の委員の3分の2以上、各関係委員の3分の1以上の要件を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、審議に移らせていただきます。以後の議事進行については岩永会長にお願いします。

☆岩永会長

皆様ご多用の中、お集まりいただきありがとうございます。早速ですが、お手元の次第に沿って審議を進めてまいりたいと存じます。

本日の議事は、京都府最低賃金の改正についてです。

これまでの間、専門部会において精力的に審議がなされ、結論が出たようですので、そのご報告をいただき本審として審議を行いたいと思います。

それでは、櫻井部会長、報告をお願いします。

☆櫻井部会長

事務局から、部会長報告の配付をお願いいたします。

○事務局

(各委員に部会長報告を配付)

☆櫻井部会長

京都府最低賃金専門部会の審議経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本年度は、7月30日の第1回専門部会以降、8月4日、5日、6日、18日、19日及び本日20日の合計7回の専門部会を開催し審議いたしました。

この間、労働者側からは、法定発効が原則であること、春闘での賃上げ水準を最賃近傍労働者の労働条件に波及させ、物価高による最賃近傍労働者の生活への影響を踏まえ、実質賃金を意識して議論していきたいといった考えが述べられました。

他方、使用者側からは、最賃額の引上げ自体には異論はないものの、企業として賃金引上げに対するある程度の準備期間が必要であること、最低賃金を決める三要素を踏まえ、京都府内の企業倒産率などの状況を考慮しながら検討を進めたいなどの考えが述べられました。

そして、先程申し上げましたとおり、本日までに7回の専門部会を重ねてまいりまして、その中で真摯な議論をいただきました。公益委員としては意見調整をさせていただきました。しかしながら、労使双方の主張の溝が最終的には埋まらず、審議が平行線をたどり、これ以上の歩み寄りには難しいと判断しまして、公益案を提示しました。

公益案の内容を申し上げます。

引上金額は58円、改正後の最低賃金1,180円

発効日は令和8年11月16日とする内容です。

この公益案をお示ししまして、採決を行った結果、賛成5名、反対2名という結果によって、出席委員の過半数以上の多数で公益案が専門部会の決議として決定されました。

また、政府の支援策等にかかわる付帯決議につきましても、本日までの間に公

労使で検討した内容を盛り込みまして、改正額と発効日、さらに、それとともに、本日ご報告申し上げる「京都府最低賃金の改正決定に関する報告書」にとりまとめました。

簡単ではございますが、以上が審議の経過そして結果です。

報告文については、事務局から読み上げをお願いいたします。

○小見賃金室長

読み上げさせていただきます。

京都府最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和8年7月2日、京都府最低賃金審議会において付託された令和8年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は決しなかったため、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、材料費、エネルギー費などの高騰を背景として、労働者の生活状況及び中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が悪化している状況を踏まえ、以下のことを要望する。さらに、本要望については、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求める。

1 物価高騰の影響を強く受ける労働者への生活支援

現在、最低賃金近傍で働く労働者は急激な物価高騰の影響を大きく受け、生活に大きな負担を抱えている。こうした問題への対応については、企業負担による最低賃金の引上げだけで解決を図るのではなく、物価高騰そのものを抑制するとともに、生活者の負担軽減に向けた政策を総合的に講じることが重要である。国・地方自治体等において、物価の安定と生活者の負担軽減に資する対策を主体的かつ積極的に講じるよう、強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備

中小企業・小規模事業者は多くの部品や資材の供給を担うなど、サプライチェーンを構成する上で不可欠な存在であり、我が国経済の基盤を支える重要な役割を果たしている。政府が掲げる「成長型経済の実現」を持続的なものとするためには、こうした中小企業・小規模事業者が倒産や廃業に至ることなく、事業を継続しながら持続的に賃金を引き上げられる環境を整備することが重要である。

こうした環境を実現するため、生産性向上や人材育成への支援、価格転嫁対策の一層の徹底に加え、業務改善助成金等の各種支援制度の要件緩和・拡充、賃上げ促進税制等の税制措置の充実、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減等公的

負担の軽減など、中小企業・小規模事業者の負担を軽減し、賃上げの原資確保につながる実効性のある支援策を総合的に講じるとともに、賃上げを直接的に支援する新たな支援制度の創設等を実施するよう、政府に対し強く要望する。

3 「年収の壁」による就労調整が起こらない制度への改正

多くの企業が慢性的な人手不足に直面する中、「年収の壁」により、最低賃金の大幅な引上げが就労調整につながっていることは大きな課題である。

企業においては、年末の繁忙期など重要な時期に人手不足が生じる一方、労働者においても、働く意思や能力があるにもかかわらず、収入が一定額を超えないよう就労時間を抑制する事態が生じている。

所得税法上の扶養に関する所得要件については、既に行われた改正の効果を検証するとともに、社会保険制度における扶養及び第3号被保険者に関する所得要件についても、人口構成や社会環境の変化を踏まえて見直し、最低賃金の引上げが就労調整につながることをないよう、制度全体を抜本的に再構築することを強く要望する。

4 最低賃金の発効日

昨今の最低賃金の大幅な引上げに伴い、その発効時期について、労使双方の見解に相違が生じている。使用者代表委員からは、年末の就労調整への対応に加え、最低賃金の引上げが相当数の一般労働者（京都では11.5%）の給与改定にも波及するため給与改定・システム変更等の事務処理が企業に負担をもたらすこと、さらに、資材価格等の大幅な高騰が続く中、賃金支払原資を確保するための資金調達にも時間を要することなどから、昨年同様、発効時期を一定程度先送りすべきとの意見が出された。

一方、労働者代表委員からは、最低賃金は労働者の生存権に関わる重要な問題であり、できる限り早期に発効すべきとの主張があった。

最低賃金の発効時期をめぐるこれらの課題は、全国の企業・労働者に共通するものであることから、最低賃金の引上げ額が大幅となる場合には、企業の賃金改定、就業調整、資金繰り等への影響を考慮し、発効までに一定の準備期間を確保することを基本とするなど、中央最低賃金審議会において一定の考え方を示すよう要望する。

5 審議会運営

昨年度の最低賃金審議においては、政府が「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金を引き上げた都道府県について、中小企業・小規模事業者に対する補助金等による重点的な支援、また大胆な後押しを行う方針を示したことを踏まえ、多くの地方最低賃金審議会において議論がされ、京都についても同様であった。

しかしながら、昨年度に示された支援策について、その後の実施状況や効果について十分な検証が行われておらず、本年度の中央最低賃金審議会が発出した文書においても、その検証結果が示されていなかった。

中央最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策について、前年度の実施内容やその効果、加えて新たな支援などを検証した上で、地方最低賃金審議会に必要な情報を示すなど、実効性のある審議が行われるよう要望する。

また、地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行うためには、企業の経営状況（倒産・廃業の実態や予測）、金融機関からの借入状況など幅広いデータが必要である。中央最低賃金審議会において、民間の調査情報機関のデータも含め、必要な情報を収集・整理し、地方最低賃金審議会に提供いただきたい。特に、最低賃金の引上げの影響が大きい小規模事業者に関するデータの充実をお願いしたい。さらに、各都道府県労働局から提供される影響率等の情報についても、全国共通の項目・分類で整備し、地方最低賃金審議会に提供されたい。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	部会長	櫻井	純理
	部会長代理	河原	美紀
		舟木	浩
労働者代表委員		大西	幹子
		大西	稔
		門野	昭善
使用者代表委員		石垣	一也
		沼田	行博
		深沢	信介

別紙

京都府最低賃金。

1 適用する地域

京都府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,180円

5 この最低賃金において賃金に算入していないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年11月16日

以上でございます。

部会長から会長あて報告書をお渡しいただきます。中央に移動いただけますでしょうか。

☆岩永会長、☆櫻井部会長

(会長と部会長が会場の中央に移動)

(報告文原本を、部会長から会長に渡す)

☆岩永会長

専門部会での熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございました。

専門部会報告を審議会の答申としてまとめたいと思います。ご意見あればお願いいたします。いかがでしょうか

●■☆各側委員

(意見等なし)

☆岩永会長

ございませんでしょうか。

それでは、専門部会では全会一致に至らず、採決となりましたが、本審においても採決を採るということでよろしいでしょうか。

●■☆各側委員

(異議等なし)

☆岩永会長

先ほどの専門部会長報告をもって審議会の答申内容とすることについて、賛成・反対の順で採決をとります。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

反対の方、挙手をお願いいたします。

わかりました。採決の結果、賛成7名、反対4名でしたので、会に出席したものの過半数により、専門部会報告の内容を以て、審議会の決議として局長あてに答申するということで結審いたします。

事務局で答申文（案）の作成をお願いします。

○小見賃金室長

別室で答申文（案）を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

— 答申文（案）作成のため中断 —

☆岩永会長

議事の2番目です。京都府最低賃金の改正答申を行います。

（事務局が持参した答申文（案）を会長が確認）

☆岩永会長

答申文（案）を配付し、事務局の方で読み上げをお願いいたします。

（事務局により、答申文（案）を配付）

○小見賃金室長

読み上げさせていただきます。

当審議会は、令和8年7月2日付け京労発基 0702 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

以下、専門部会報告と同じ内容であるため、読み上げは省略させていただきます。以上でございます。

☆岩永会長

只今の内容をもって局長への答申文にいたします。事務局は答申文を作成してください。

○小見賃金室長

それでは、別室で答申文を作成いたしますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

報道関係の皆さんは、撮影される場合は、カメラのご準備等お願いをいたします。

(事務局が持参した答申文を会長が確認)

☆岩永会長

答申文をお渡しします。

(会長と局長が中央に)

○小見賃金室長

報道機関の皆様、撮影いただいて結構です。

(報道機関による撮影)

○小見賃金室長

ここで、伊勢労働局長から一言ご挨拶を申し上げます

○伊勢京都労働局長

京都労働局長の伊勢でございます。

令和8年度の京都府最低賃金の改正につきまして、岩永会長からご答申をいただきました。委員の皆様におかれましては真摯かつ熱心にご審議にいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

本件につきましては、さる7月2日に、私から改正の諮問をさせていただきました。その後、猛暑が続く中で、委員の皆様には大変ご多忙にもかかわらず、精力的にご審議をかさねていただきましたことに、あらためて感謝申し上げます。

そして本日、京都府最低賃金を時給1,180円とする答申をいただきました。現行の京都府最低賃金1,122円から、58円の引上げとなり、中央最低賃金審議会が示した目安額を2円上回るもので、引き上げ率は5.17パーセントとなります。

京都労働局としましては、本日の答申を踏まえ、発効に向けた所要の手続きを着実に進めてまいります。

また、今回改正される最低賃金額につきましては、中小企業・小規模事業者に

対する各種支援策と併せて、府内の使用者及び労働者の皆様への周知・広報に努めてまいります。さらに発効日後におきましては、最低賃金制度の適正な履行確保に取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方のご尽力に重ねて感謝申し上げますとともに今後とも最低賃金行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、まことにありがとうございました。

☆岩永会長

続きまして、公示、発効など、今後の手続きと日程等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○小見賃金室長

説明いたします。京都府最低賃金について答申をいただきましたので、本日中に答申内容を公示し、併せて、答申に対する異議の申出の公示を行うこととしております。

異議申出の期限につきましては、最低賃金法第 12 条に基づき、令和 8 年 9 月 4 日とします。

異議の申出があった場合は、第 4 回本審議会を、令和 8 年 9 月 9 日午前 9 時 30 分から京都労働局 6 階会議室で開催いたします。

発効日については、本日決定された答申の内容に基づき令和 8 年 11 月 16 日の指定日発効となります。

また、本日、机上に全員協議会の開催通知を配付させていただきました。

第 1 回の全員協議会を令和 8 年 9 月 1 日（火）午前 9 時 30 分から、ここ京都労働局 6 階大会議室で開催いたします。また、第 2 回を 9 月 2 日（水）午前 9 時 30 分から同じくここ京都労働局 6 階大会議室で開催いたします。なお、第 1 回全員協議会で審議が終了した場合は、第 2 回全員協議会は開催しませんのでご承知おきください。

事務局からは以上です。

☆岩永会長

ありがとうございました。

本日、本審において局長への答申が済んだところで、労使双方から、どちらからでも結構ですので、総括的なご発言をお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

門野委員お願いします。

●門野委員

労側委員の門野でございます。私から一言申し上げさせていただきたいと思っています。

今年度の審議会におきましては、27府県が指定日発効となりました去年の状況を受けまして、6月23日に中央最低賃金審議会が令和7年の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理というものが取りまとめられた中での審議ということとなりました。私ども労働者側といたしましては、中央最低賃金審議会にて提示された目安の根拠を京都に置き換えて議論を進めていく、というこれまでの考え方を踏襲し、最低賃金近傍で働く皆様の生活を守るため一日も早い発効を目指して議論を交わしてまいりました。

そうした結果、58円目安＋2円ということで、昨年に引き続き目安を上回る結果となり、金額面だけを見れば評価できるようなと思いますが、一方で、発効日が今年度につきましても、約一か月遅れて、11月16日となるということで、現在、各地方での結審状況がですねえ。ほぼほぼ法定発効に戻している大きな流れの中で、公益委員及び使用者側委員の皆様を説得するだけの主張ができなかったということに対して、自身の力不足を痛感しているところでございます。

最後になりますが、この度まとめていただきました公益委員の皆様、また使用者委員の皆様、そして、事務局の皆様に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。以上です。

☆岩永会長

はい、それでは使用者委員。石垣委員お願いします。

■石垣委員

使用者側の石垣でございます。まず、本年度の集中的な内容の中で、精力的に、正面から向かっていただいた労側の委員の皆様、また、非常に困難な状況を整理していただきました公益の先生方、まずは感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

使用者側委員としましては、今年度の思いとしては、ここ数年、コロナの影

響もありましたが、労使合意ということがなかなか見られないという事情がずっと続いておりました。

今、非常に難しい社会情勢の中ではありますが、ここは労使が一体となって、京都で生活する人たちの（生活の）質の向上、そして地域の企業の発展、併せて地域社会の繁栄、そういったところを労使が一体となって取り組んでいくのだ、という意思表示を進めていきたい、というような思いで真摯に議論させていただいておりました。このあたりは労側からも常にご発言いただいているところですので、今年はなお一層、そこに力を込めて進めていきたいというようなところ です。

そういう意味で、出来る限りの提示というところで金額については＋２円というところで、我々も協力できる範囲の中で提示をさせていただきました。また、発効日につきましては、先ほどいろいろなご意見をいただいておりますが、やはり事情、状況、社会の状況はそんなに極端に変わっているということではありま せんし、昨年来の課題の就労控えであるとか、あるいは原資の確保、そういったところ、制度も大きく変わったわけではないというところになりまして、もともと目安が非常に大きな金額であるというところも、発効日については一定の猶予をもとめたいというところをお願いいたしました。残念ながら、そのあたりは叶わなかったのですけれども。

本当に今年度一般労働者においても 11.5%の影響が出ていることから、賃金のテーブルの改定の必要性とか、借入れの新しい取り組みとか、様々な事情も含めて、一定の猶予を求めたところでございます。

そういったところは、今年度また改めてしっかりと検証しながら、次年度には新しい形で皆様方の協力を得ながら、そして、基本的には法定発効というところも念頭に置きながらですが、やはり大きな引き上げというのは負担が大きいところですので、そういったところはしっかりと検証しながら、議論を進めていきたいと思 います。

今年度もいろいろと、ほんとにお世話になり、ありがとうございました。

☆岩永会長

ありがとうございました。

答申を終えるにあたりまして、公益代表委員を代表して、私からも一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。まず、本年度の京都府最低賃金の審議にあたり、

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から真摯かつ熱心にご議論いただきましたことに、心より御礼を申し上げます。また、審議を支えていただいた事務局の皆様にも格別のご尽力を賜りましたことに厚く感謝を申し上げます。

本年度の審議では、最低賃金法が求める三要素である労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金の支払能力について、京都府における各種データや実情を踏まえながら、例年以上に丁寧かつ踏み込んだ議論を行うことができたと考えております。

労使双方から多角的な視点をご提示いただき、議論を深めることができましたことは公益委員として大変意義深く、また有意義なものであったと受け止めております。

一方で、発効日をはじめとする重要な論点については、最後まで労使双方のお考えの隔たりを埋めることができず、全会一致による結論に至らなかったことはまことに残念でございます。

公益委員としても調整に努めてまいりましたが、各委員がそれぞれの責任と信念の下で主張を尽くされた結果であり、その意味においては、本審議会において建設的かつ誠実な議論が行われたものと考えております。

また、審議を通じ労使双方から最低賃金の引き上げを支える環境整備の重要性について強いご指摘がございました。京都労働局におかれましては、事業者に対する各種支援策の充実や周知をはじめ、関係機関とも連携しながら、最低賃金の着実な履行と持続的な賃上げ環境の整備により一層ご尽力いただくことを期待しております。

結びに、本年度の審議にご参加いただいた全ての委員の皆様、そして事務局の皆様にご改めて感謝申し上げますとともに、本日答申を取りまとめることができましたことを大変ありがたく存じます。

皆様のご協力に心から感謝申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員の皆様、専門部会と本審でのご審議、大変ありがとうございました。どうもありがとうございました。

●■☆○各側委員、事務局

ありがとうございました。

(終了)

以上